

令和2年度 第6回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年8月7日（金） 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	馬野 進
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	石賀 昭則			
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 議案第20号 小委員会の編成について 議案第21号 小委員会会長及び小委員会副会長の選出について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第6回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日は、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様が、全員そろって行う初めての総会となりますので、来賓として琴浦町長 小松弘明様と、琴浦町議会副議長の高塚勝様にお越しいただきましたので、あいさつをいただきたいと思います。</p>
小松町長	<p>はじめに、小松町長よりあいさつをお願いします。</p> <p>(小松町長あいさつ)</p>
高塚副議長	<p>続いて、高塚副議長よりあいさつをお願いします。</p> <p>(高塚副議長あいさつ)</p>
議長	<p>ここで小松町長、高塚副議長は他の公務のため退席されます。本日はご多忙の中ご臨席賜り、ありがとうございます。</p> <p>(小松町長、高塚副議長退席)</p>
事務局	<p>それでは総会に移ります。成立宣言を事務局をお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第6回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は石賀昭則委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、1番 久米委員、2番 潮委員をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>整理番号15番 農地の所在 琴浦町大字竹内字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積300㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は贈与になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人の希望で贈与されることになったもので、農地取得後は野菜を耕作されます。</p> <p>整理番号16番 農地の所在 琴浦町大字出上字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,274㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は売買になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人、譲受人双方の協議により売買されることになったもので、農地取得後は水稻を耕作されます。売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。</p> <p>整理番号17番 農地の所在 琴浦町大字中津原字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積313㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は964㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受</p>

<p>議長</p>	<p>人は琴浦町内の個人で、譲渡事由は売買になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人の希望により売買されることになったもので、農地取得後は水稻を耕作されます。売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。</p> <p>整理番号18番 農地の所在 琴浦町大字逢束字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,233㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は売買になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人、譲受人の双方の協議により売買されることになったもので、水田の水利機能がないため農地取得後は畑として利用し、野菜を耕作されます。売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。</p> <p>以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きますして議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>3ページから5ページをご覧ください。議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。</p> <p>整理番号3番 農地の所在 大字下伊勢字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積276㎡。申請地は外に畑1筆があり、2筆の合計面積は1,010㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の太陽光発電事業を行う法人で、転用目的は太陽光発電設備になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は土地改良事業の該当もなく、農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きの必要はありません。</p> <p>申請地の現況は休耕で、耕作再開の見込みが立たず農地の維持管理に苦慮していた譲渡人と、太陽光発電事業の事業用地を探していた譲受人との間で合意が成立したことにより申請をされたものです。</p> <p>太陽光パネルを324枚、パワーコンディショナー6台ほか発電に必要な施設整備を行い、新設する引込電柱に送電する計画です。</p> <p>工期は、許可後約2ヶ月間の準備期間を置いて今年10月から6ヶ月</p>

間を予定されていて、施設の操業期間は、許可日から20年間となっています。

資金調達計画については、土地買収費が■■■■円、1㎡当たり■■■■円、太陽光発電施設設置工事費の合計が■■■■円余りで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水は地下浸透で処理される計画ですが、地下浸透で処理できる量を超える雨水が発生した場合は、西側に隣接する排水路へ流す計画となっていますし、汚水が発生することはありません。隣接地から約1mの緩衝地を設け外周にフェンスを設置することで土砂対策を行い、雑草対策として年3回から4回の定期的な除草作業を行う計画ということですし、北側の線路に配慮して5mを超える緩衝地を設け、太陽光発電施設を設置されるということです。また、隣接する全ての農地の耕作者からは同意を得ておられます。

なお、太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、令和元年12月12日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、住宅・公共施設等が連たんする区域に近接する区域内であることから「第2種農地」に該当するものと思われま。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われま。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

8月4日に石賀英男委員、浜川係長の3名で現地確認を行いました。

現地は、住宅地近くの土地改良の行われていない不整形な形の筆が連続する地域に位置し、耕作が放棄された畑も多くありました。申請地も背丈ほどの雑草が生えた状態となっていて、耕作が再開される見込みはありませんし、隣接する農地の耕作者からも同意を得ておられるということです。ただし、被害防除計画に記載されているように、年数回の草刈り作業をしっかりと行っていただくなど、適切な維持管理をお願いしたいと思います。以上です。

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(全農業委員が挙手)

全員賛成ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第19号 農用地利用集積計画についてですが、関係委員の久米委員、北中委員、澤田委員は退席をお願いします。

議長  
前田委員

議長

<p>事務局</p>	<p>(久米委員、北中委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>6ページをご覧ください。議案第19号 農用地利用集積計画について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号521番 土地の所在 大字槻下字 [REDACTED]、地目 畑、面積555㎡。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は芝、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、期間は令和2年8月11日から令和12年8月10日までの10年間、新規になります。</p> <p>整理番号521番の外2筆と、整理番号522番から20ページの整理番号558番までの外37件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、20ページの整理番号558番の1件です。</p> <p>21ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号559番 土地の所在 大字中尾字 [REDACTED]、地目 田、面積1,250㎡。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は芝、10a当りの借賃は無償、期間は令和2年8月11日から令和7年8月10日までの5年間、新規になります。</p> <p>整理番号559番の外3筆と整理番号560番から34ページの整理番号603番までの外44件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>35ページをご覧ください。所有権移転の部です</p> <p>整理番号11番 土地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、地目 田、面積1,090㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は2,328㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年8月11日、対価は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は芝になります。</p> <p>整理番号12番 土地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、地目 田、面積643㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は1,869㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年8月11日、対価は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目</p>
------------	---

	<p>的は野菜になります。</p> <p>整理番号13番 土地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、地目 田、面積1,036㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年8月11日、対価は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は野菜になります。</p> <p>整理番号14番 土地の所在 大字杉地字 [REDACTED]、地目 田、面積2,498㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は3,337㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年8月11日、対価は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は飼料になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
三浦委員	<p>(三浦委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>今月の総会に利用権設定の申請が多いのは、高収益作物次期作支援交付金に関係していると思いますが、認定農業者でなくても交付金を受け取ることが出来るのでしょうか。</p>
三浦委員	<p>今年2月から4月にかけて出荷のあった方が、5月以降に作付けする農地面積に対して交付されるものですので、認定農業者かどうかということは条件にはなっていません。</p>
議長	<p>分かりました。</p>
中本委員	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p>
事務局	<p>(中本委員より挙手あり)</p> <p>11ページの536番についてですが、利用権設定を受ける者である株式会社の説明をお願いします。</p>
中本委員	<p>この株式会社は、これまでは個人経営で営農されていたのを法人化されたもので、22ページの整理番号563番にも記載してありますが、主にスイカやブロッコリー、花を耕作されているということです。</p>
事務局	<p>経営面積が0㎡になっているのはどうしてでしょうか。</p> <p>琴浦町内の農地を法人名義で借りられるのが初めてだということと、北栄町での経営面積はシステムに反映されないために、このような表記になってしまいます。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りた</p>

議長	<p>いと思います。  (全農業委員が挙手)  全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(久米委員、北中委員、澤田委員の復帰を確認)  続きまして議案第20号 小委員会の編成について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>37ページをご覧ください。議案第20号 小委員会の編成について 農業委員会規則第3条に基づき、農業委員会の中の小委員会として農地委員会、農政委員会を設置するもので、任期は3年となります。各委員会の編成については、選出方法に法令上の定めがないため、慣例で会長と会長職務代理、事務局の三者に一任されてきましたが、今回も同様にしてよろしいかお諮りしたいと思います。</p>
議長	<p>事務局から提案がありましたように、会長、会長職務代理、事務局の三者に一任ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)  異議なしということですので、事前に作成した編成案を読み上げさせていただきます。</p> <p>農地委員会の編成案を読み上げていきます。久米委員、村上委員、福本委員、石賀英男委員、伊藤委員、前田委員、遠藤委員、池山委員、松本委員、馬野委員、澤田委員、河上委員、自分の13名になります。</p> <p>農政委員会の編成案を読み上げていきます。潮委員、川崎委員、三浦委員、中本委員、丸山委員、足立委員、北中委員、三嶋委員、小前委員、桑本委員、入江委員、石賀昭則委員の12名になります。</p> <p>小委員会の編成案について何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)  質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)  全員賛成ということですので、編成案どおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第21号 小委員会会長及び小委員会副会長の選出について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号 小委員会会長及び小委員会副会長の選出について 農業委員会規則第4条に基づき、農地委員会、農政委員会の会長と副会長を選出します。選出方法に法令上の定めがないため、農地委員会、農政委員会を開催して会長、副会長を互選することについてお諮りしたいと思います。</p>
議長	<p>事務局から提案がありました。農地委員会、農政委員会を開催して</p>

	<p>小委員会の会長、副会長を互選するという事によろしいでしょうか。  (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということですので、それぞれの会場に分かれて小委員会を開催したいと思います。その間総会を中断します。</p>
事務局	<p>(小委員会開催 総会中断)  (小委員会終了 総会再開)</p> <p>それでは総会を再開します。各小委員会で決定された農地委員会、農政委員会の会長・副会長の発表を事務局にお願いします。</p>
議長	<p>各小委員会で互選された会長・副会長を発表します。  農地委員会会長 石賀英男委員、農地委員会副会長 村上委員、農政委員会会長 川崎委員、農政委員会副会長 丸山委員。以上です。</p> <p>小委員会会長及び小委員会副会長の選出について何か質問等はありませんか。  (質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。  (全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、事務局の発表どおり決定することといたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。初めに農家相談日の報告についてですが、8月4日に行われた農家相談日には石賀英男委員、前田委員に対応していただきましたが、相談者はなかったということです。</p> <p>次に、8月19日に行われる農地利用状況調査出発式について説明します。  (農地利用状況調査出発式について説明)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第6回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>